

中国での権利化実務 Q&A (2)

1. 中国における秘密審査制度

(1)趣旨

発明又は考案が国家安全又は重大利益に関わっている場合、秘密措置を取ることにより、国家安全又は重大利益が損なわれないようにするためです。

(2)制度の内容

中国における秘密審査制度は、現行法（2008 年第 3 回改正専利法）の専利法第 20 条専利法実施細則第 8 条、第 9 条にて規定されています。

中国で完成した発明又は考案が外国に出願する場合は、事前に中国特許庁による秘密保持審査を受けなければなりません（専利法第 20 条第 1 項）。事前に秘密保持審査を受けることなく外国に専利出願し、中国で専利出願をした場合、専利権は付与されません（専利法第 20 条第 4 項）。また専利権が付与された場合は無効理由となります（専利法実施細則第 65 条第 2 項）。

専利法第 20 条第 1 項に規定する事前に秘密保持審査を受ける必要がある場合の主体が「いかなる単位又は個人」となっており、中国の企業のみならず、例えば、外国企業の中国における子会社も含まれていることに留意が必要です。

秘密審査請求が必要な場合（専利法実施細則第 8 条第 2 項）：

（一）直接に外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする場合は、事前に国務院専利行政部門に請求し、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。

（二）国務院専利行政部門に専利出願後外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする場合は、外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする前に国務院専利行政部門に請求しなければならない。

上記（二）の場合、すなわち、中国特許庁に第一国出願をした場合、秘密審査請求の手続がかなり簡単になります。上記（一）の場合とは違って、秘密審査請求に際して対応する基礎出願の番号を明示すれば足ります。

また、第一国出願が中国特許庁を受理官庁とする PCT 出願の場合は、秘密保持審査請求がされたものとみなされる（専利法実施細則第 8 条第 3 項）ので、新たに秘密保持審査請求が不要になります。

審査の結果、当該発明又は考案が国家の安全又は重大利益に関わる可能性があつて秘密保持が必要であると認定された場合は、秘密保持審査通知が発行されます。秘密審査請求の提出日から 4 月以内に秘密保持審査通知を受領していなければ、出願人は外国に出願をすることができます（専利法実施細則第 9 条第 1 項）。

秘密保持審査の通知が発行された後、秘密保持の要否の決定が通知され、秘密審査請求の提出日から 6 月以内に秘密保持が必要である旨の決定を受領していなければ、出願人は外国に出願をすることができます（専利法実施細則第 9 条第 1 項）。

なお、2021 年 6 月 1 日に施行される予定の改正専利法では、本条の内容は変更がなく、変更点は条文の番号が「第 20 条」から「第 19 条」に変わるだけです。

*** 免責事項**

上記内容は、一般論であり、個別具体的な事情は担当の弁理士に相談するようお願いいたします。

参照条文：

専利法

第20条 いかなる単位又は個人も中国で完成した発明又は考案について、外国に専利出願する場合は、事前に国務院専利行政部門による秘密保持審査を経なければならない。秘密保持の手続き及び期間等は国務院の規定に従い実行する。

.....

4 本条第1項の規定に違反して外国に専利出願をした発明専利又は実用新案専利に対して、中国で専利出願をした場合は専利権を付与しない。

専利法実施細則

第8条 専利法第20条にいう中国において完成された発明又は考案とは、技術方案の実体的な内容が中国の域内で完成した発明又は考案をいう。

2 いかなる単位又は個人も中国において完成した発明又は考案を、外国に専利出願する場合は、次に掲げる方法のいずれかに従って、国務院専利行政部門に秘密保持審査を請求しなければならない。

(一) 直接に外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする場合は、事前に国務院専利行政部門に請求し、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。

(二) 国務院専利行政部門に専利出願後外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする場合は、外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする前に国務院専利行政部門に請求しなければならない。

3 国務院専利行政部門に専利国際出願をする場合は、同時に秘密保持審査請求をしたものとみなす。

第9条 国務院専利行政部門は、この細則第8条により提出された請求を受理した後、審査を経て当該発明又は考案が国家の安全又は重大利益に関わる可能性があつて秘密保持が必要であると認めた場合、遅滞なく出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求の提出日から4月以内に秘密保持審査通知を受領していない場合、当該発明又は考案について、外国に専利出願又は関連する外国の機構に専利国際出願をすることができる。

2 国務院専利行政部門は前項の規定に基づいて秘密保持審査の通知を行った場合、秘密保持の要否を遅滞なく決定し、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求の提出日から6月以内に秘密保持が必要である旨の決定を受領していない場合、当該発明又は考案を外国に専利出願又は関連する外国機構に専利国際出願をすることができる。